

資料

「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」に対する意見

高橋 弘
鳥谷 部
小野 神
堀田 濱
田和意
親臣 遊

はじめに

本意見は、法務省民事局参事官室から公表された「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」について、平成一五年度末時点で広島大学法学部に所属する民法担当教官において協議した結果をとりまとめたものである。

法制審議会動産・債権担保法制部会（部会長・鎌田薰早稲田大学教授）は、平成一五年一〇月から審議を開始し、動産担保及び債

権担保の実効性をより一層高めるという観点から、平成一六年二月一八日に「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」を取りまとめるに至った。

法務省民事局参事官室は、平成一六年三月三日、この中間試案に「補足説明」を付して広く公表し、同年四月五日を期限として各方面から意見の募集を行つた。

本要綱中間試案は、第一に、動産譲渡に係る登記制度の創設（登記の効力、登記情報の開示等）、第二に、債権譲渡に係る登記制度の見直し（債務者不特定の将来債権譲渡の公示、法人登記簿への記載）から成つている。

法務省民事局参事官室の補足説明によると、中間試案作成の趣旨として、第一に、不動産担保への過度の依存から脱却して、事業のキャッシュフロー・収益性に着目した新たな資金調達・融資手法が期待されていること、第二に、在庫・原材料・機械設備等を対象とする動産担保や売掛債権等を対象とする債権担保は公示方法の不備により安定性・実行性が妨げられていることから、動産・債権担保に関する公示制度を整備することは、新たな融資慣行への転換および事業者による資金調達の円滑化を図るための喫緊の立法課題であるとする。

なお、各界の意見は、法務省民事局参事官室において取りまとめ、法制審議会動産・債権担保法制部会において平成一六年五月から審議を再開し、寄せられた意見を踏まえて更に議論を重ね、平成一六年秋ころを日途に法律案要綱のとりまとめを行

うべく、集中審議を予定していることである。

(文責・鳥谷部)

第一 動産譲渡に係る登記制度の創設

動産譲渡に係る登記制度を創設するものとし、その内容は以下のとおりとする。なお、登記対象となる譲渡の譲渡人は法人に限定し、登記対象となる動産は個別動産か集合動産であるかを問わないものとする。

(注) 動産譲渡に係る登記制度創設の目的

債権担保のために目的動産の所有権を移転するいわゆる動産譲渡担保は、動産の譲渡人に目的動産の利用を認め、占有改定によつて対抗要件を具備するのが通常であるところ、占有改定は外形上その存在が判然としておらず、後行の取引関係者の予測可能性が必ずしも確保されていない。とりわけ、後行の取引関係者が担保目的で譲渡を受けるものである場合には、占有改定で占有を取得しても善意取得が成立しないため、想定外の担保目的譲渡に劣後する。

また、担保目的で動産の譲渡を受け、占有改定で対抗要件を備えても、外形上占有改定の存在が判然としないため、占有改定以外の対抗要件を具備した後行の動産譲渡により

目的物を善意取得されるおそれがある。
このような問題に可能かつ相当な範囲で対処し、動産担保の実効性をより一層高めることが動産譲渡に係る登記制度を創設する目的である。

なお、外形上占有改定の存在が判然としないため、占有改定により対抗要件を具備しても、後日、動産を取得する者が現れて占有改定の有無、先後をめぐつて紛争が生じるおそれがある。外形上はつきりした公示方法である登記制度を創設することは、少なくともこうした紛争が生じるおそれを防止することに役立つ。

【意見】

動産を対象とする資金調達方法として登記制度を設けることは賛成である。従来から動産を占有したままで担保に提供する制度が民法典に欠如しており、このために公示の機能を有しない占有改定に依らざるを得ず、動産取引において法的紛争の原因となってきたことはたびたび指摘されてきたところである。

本公示制度の主体を法人に限定することについても、賛成である。個人にも動産担保による資金調達の需要がないわけではないが、登記主体の特定や登記のコストを考えると、法人に限定することもやむを得ないと考える。

公示制度の客体について、個別動産と集合動産の双方を含めることに賛成である。ただし、それらの登記内容、効力などに

ついては、個別動産と集合動産を区分して明確にする必要がある。

1 登記の効力等

(1) A 案

(A 1案)

ア 法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第一七八条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

ウ 登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

(A 2案)

ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う動産譲渡は、民法第一七八条の規定にかかるわらず、登記をもつて第三者に対抗することができるものとする。

(注)

ウ 登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

※ A 1案とA 2案とでは、登記対象となる動産譲渡及び登記により対抗力が付与される動産譲渡を担保目的譲渡に限定するか、真正譲渡を含む動産譲渡一般とするかという点に違いがある（各案のア及びイ）。

登記がされた担保目的譲渡のみが先に占有改定により対抗要件を備えた担保目的譲渡の譲受人に対抗することができるという点は、A 1案とA 2案とに共通している（各案のウ）。

(A案関係後注)

動産譲渡に係る登記制度創設の目的（第1冒頭の（注））からすれば、A 1案イ又はA 2案イのように、法人が行う担

保目的の動産譲渡又は動産譲渡について、広く一般的に登記を対抗要件とする必要はなく、占有改定により引渡しがされた担保目的の動産譲渡に限定して、登記に対抗要件としての効力を付与すれば足りるとの見地から、「法人が担保目的で動産を譲渡した場合において、占有改定により当該動産の引渡しがされたときは、その譲渡は、登記をしなければ、担保目的で当該動産の譲渡を受けた者であつて占有改定によりその引渡しを受けた者に対抗することができないものとする。」とすべきであるとの意見がある。

(2) B 案

(B 1 案)

ア 法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第一七八条の規定にかかわらず、登記をもつて第三者に対抗することができるものとする。

(B 2 案)

ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。

イ 法人が行う動産譲渡は、民法第一七八条の規定にかかわらず、登記をもつて第三者に対抗することができるものとする。

のとする。

※B 1 案は、A 案のウに相当する規律を設けないものである。

※B 1 案とB 2 案とでは、登記対象となる動産譲渡及び登記により対抗力が付与される動産譲渡を担保目的譲渡に限定するか、真正譲渡を含む動産譲渡一般とするかという点に違いがある。

(A 案・B 案に共通の後注)

占有代理人の占有下にある動産の譲渡

動産が占有代理人の占有下にある場合、例えば、動産が倉庫営業者に寄託されている場合や第三者に賃貸されている場合には、当該動産の譲渡につき登記をもつて対抗要件を具備することができるものとすべきではないとの意見がある。

*民法第一七八条 動産ニ関スル物権ノ譲渡ハ其動産ノ引渡アルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

【意見】

1 A B 案の概略

- ① A 1 案は、担保目的譲渡についてのみ登記を可能にし、この担保目的譲渡の場合にのみ、先行する担保目的譲渡の占有改定に優先する。真正譲渡は登記できない。先行する真正譲渡の占有改定には劣後する。
- ② A 2 案は、動産譲渡についての登記を可能にし、そのうち担保目的譲渡の場合にのみ、先行する担保目的譲渡の占有改定に優先する。先行する真正譲渡の占有改定には劣後する。
- ③ B 1 案は、担保目的譲渡についてのみ登記を可能にする。真正譲渡は登記できない。先行する真正譲渡または担保目的譲渡の占有改定に劣後する。
- ④ B 2 案は、動産譲渡についての登記を可能にする。真正譲渡か担保目的譲渡かを区分しない。先行する真正譲渡または担保目的譲渡の占有改定に劣後する。

2 結論

中間試案の中からあえて選択するとA 2 案に賛成であるが、効力については疑問が残る。ただし、必要な限度でのみ立法上の手当をすべきであるとの理由でA 1 案に賛成する意見があつた。

3 理由と提案

(1) A 2 案に賛成の理由

A 1 案は、動産取引の対抗要件について、占有改定と登記という選択肢を増やすことにはなるが、真正譲渡の登記をするインセンティブにはならない。A 2 案は、動産取引の対抗要件について、占有改定と登記という選択肢を増やすことにはなるが、真正譲渡および担保目的譲渡のいずれの登記をするインセンティブにもならない。担保目的譲渡を確実な担保方法とするためには、登記に優先権を付与することが望ましい。また、真正譲渡についても、占有改定は公示方法としての機能を果たさないから、明確な公示方法を制度として設けることには意味がある。

(2) 効力についての提案

A 2 案に賛成であるとしても、効力については単純に登記による担保目的譲渡に優先的効力を付与することには疑問が残る。

第一は、登記された担保目的譲渡が真正譲渡と区分できるかどうかである。両者は効力が異なるから、登記事項中で両者の区分を明示すべきである。

第二は、先取特権や所有権留保その他の利害関係人との優先関係を明確にすべきである。その際、担保の実体に応じた効力が与えられるべきであり、内容の希薄な担保、たとえば目的物

が流動的で、かつ、被担保債権が無限定な包括根担保の場合には強い効力を認める必要がない。共益費用、雇用関係に基づく債権、動産売買代金債権などのように当該動産に密接な牽連性を有する個別担保権者がある場合には、これらの担保権者を侵害すべきではない。包括根担保である集合流動動産担保は、個別の担保権と競合した場合には、一般債権者には優先するが、個別の担保権には劣後するとすべきである。

第三に、工場抵当権の効力との関係が明確でない。すなわち、工場抵当権では、工場抵当目録に記載された動産については、目録記載の登記の時点で対抗力が与えられるので、本件担保目的譲渡の登記との先後で優劣が決まる。しかし、抵当不動産の従物には、抵当権の効力が及ぶので(民法八七条二項)、抵当権の従物に対する効力との優先関係も明らかにしておかなければならぬ。

第四に、担保目的譲渡における所有権移転構成では、過剰担保は解放すべきである。

第五に、担保目的譲渡における所有権非移転構成では、後順位担保の設定を認めるべきである。

2 登記情報の開示

(1) 登記情報の開示方法

動産譲渡に関する登記情報の開示に関しては、概略的

な登記情報については、何人に対しても開示し、全部の登記情報については、利害関係のある者に対してのみ開示するものとする。

(2) 法人登記簿への記載

動産譲渡登記がされた際に登記の概括的な情報を譲渡人の法人登記簿に記載する制度の導入については、なお検討する。

【意見】

登記情報の開示について、一般的には概略的登記情報を、利害関係人に対しては全部の登記情報を開示するとの案に賛成であるが、それぞれの登記事項については問題が残っている。

(1) A2案の場合に、真正譲渡か担保目的譲渡かで効力が異なるのであるから、登記原因等で、そのいずれなのかを明確にすべきである。

(2) 制度としては個別動産担保と集合動産担保の双方を扱い、その内容は登記事項で区分できるようにすべきである。この場合には、どのような証書または添付書類によるのかについても検討が必要である。

(3) 登記内容については、従来の最高裁判決が要求する基準(最

判昭和五四・二・一五民集三三巻一号五一頁、最判昭和六二・一一・一〇民集四一巻八号一五五九頁)や補足説明に掲げられている例

により法人登記簿に記載するのが望ましい。

することができるようにするものとする。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

【意見】

第一に、仮登記が可能かどうか明らかにすべきである。

第二に、担保目的譲渡における所有權非移転構成では、後順位担保の設定を認めるべきである。

第三に、担保価値の有効利用のためにも極度額の登記を認めるべきではないか。

第四に、譲渡担保の清算が終了し確定した場合の完了登記を認めるべきである。

第二 債権譲渡に係る登記制度の見直し

1 債務者不特定の将来債権譲渡の公示

債権担保の実効性を高めるため、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律による債権譲渡登記制度を見直し、債務者が特定していない将来債権の譲渡について、債権譲渡登記によって第三者に対する対抗要件を具備

【意見】

債務者不特定の債権譲渡登記制度を設け、第三者を排除できる対抗力を与えることには反対である。以下では、その理由を掲げる。

(1) 民法の対抗要件は、スタートラインの公平を前提として先着主義を採用している(先取特権は例外)。すなわち、スタートラインにおいて誰でもが公平に競争に参加できるから、先に対抗要件を備えた者が優先することが是認される。第三者が対抗要件を具备できないスタートラインの段階から優先権を与える制度は、従来の対抗要件制度を破壊することになる。

単に資金調達に必要だからというだけで、民法の対抗要件と同一レベルの効力を与えるならば、実直に個々の対抗要件を備える者の不公平感は免れず、民法原理は崩壊することになる。

(2) 債務者不特定の対抗要件を認めない民法の債権譲渡制度(四六七条)および最高裁判決は、それなりに合理性がある。補足説明にあげられている判例は、将来債権譲渡肯定例のみで、論拠として不十分である。また、第三者を排除することを目的とする一括支払システムに関する最近の最高裁判決(最判平成一五・一二・一九金融法務一七二〇〇号六八頁など)も参照すべきである。

(3) 債務者不特定の債権は、まだ担保目的財産として存在していない。人的担保ならば可能であるが、物的担保としては、

目的物が存在しないものに第三者を排除する対抗力を与える

制度は、民法の原理と異質なものである。現行民法と異なる原理を導入するならば、その実体上の原理を明確にしたうえで提示し、現行の民法の制度との調整が必要である。異なる制度を同一のレベルに位置づけることによつて、他の制度または他の権利との競合の場合に、混乱が生じる。また、債務者不特定の譲渡について登記を認める場合、具体的に当該目的の債権を特定することが困難となる。

(4) 抵当権の物上代位が最高裁判決によつて肯定され、新たな担保・執行法制によつて担保不動産収益執行制度が導入された。第三者債務者不特定のうちに担保目的譲渡が行われ、第三者対抗要件が具備されるならば、これらの制度の意義は否定されかねないであろう。

(5) 新たな資金調達方法を導入することには反対ではない。営業開始の時点で新たな資金調達が求められていることは十分承知している。本中間試案前半の動産譲渡の場合と異なり、民法及び判例法理が否定しているものを同一レベルで導入し、従来の対抗要件に優先させようとするところに問題がある。民法と異なる新しい原理のもとでの資金調達方法としてその内容を明確にし、民法と異なる効力原理として構築すべきである（たとえば、フローティング・チャージにおける中間的効力な

ど）。そのうえで、民法と競合する領域についての具体的な調整規定を提案すべきである。

※ 少数意見としては、債務者不特定の場合でも、不動産等の担保物件を有しないリース業などにおける資金調達方法として登記簿に登記し、対抗要件を付与する制度に賛成であるとする意見があつた。

2 法人登記簿への記載

【意見】
債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方については、動産譲渡登記における同制度の導入の必要性の検討とともに、なお検討する。

- (1) 真正譲渡か担保目的譲渡かで効力が異なるのであるから、登記原因等で、そのいぢれなのかを明確にすべきである。
- (2) 登記内容については、従来の最高裁判決が要求する基準（最判平成一・一・二九民集五三巻一号一五頁、最判平成一三・一一・二七民集五五巻六号一〇九〇頁、最判平成一・一〇・一〇民集五六巻八号一七四二頁など）や債権譲渡特例法に掲げられている登記事項を登記簿に記載するのが望ましい。

その他所要の規定を整備するものとする。

【意見】

第一に、仮登記は可能かどうか明らかにすべきである。

第二に、担保目的譲渡における所有権非移転構成では、後順位担保の設定を認めるべきである。

第三に、担保価値の有効利用のために極度額の登記を認めるべきである。

第四に、譲渡担保の清算が終了し確定した場合の完了登記を認めるべきである。

〔追記〕 本要綱中間試案の補足説明については、金融法務一七〇一号二七頁、民事月報五九巻四号九六頁などを参照。